

周南市新南陽ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について

周南市新南陽ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市新南陽ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

周南市新南陽ふれあいセンター条例（平成15年周南市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条中「生活文化の向上」を「生涯学習の推進」に改める。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項を次のように改める。

2 この条例に定めるもののほか、前項第2号から第4号までの施設の設置及び管理に関し必要な事項は、周南市立図書館条例（平成15年周南市条例第102号）及び周南市体育施設条例（平成15年周南市条例第115号）に別に定める。

第4条を削る。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第2項中「第6条」を「第5条」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

別表第1中「第7条」を「第6条」に改め、同表備考1第2号を次のように改める。

(2) 営利を目的とするが、入場料等を徴収しない、かつ、物品販売を行わないとき。 100分の200

別表第2中「第7条」を「第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前までに、改正前の周南市新南陽ふれあいセンター条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の周南市新南陽ふれあいセンター条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなし、その使用料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市新南陽ふれあいセンター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第2条 コミュニティ活動の拠点として市民の連帯感を高め、<u>生活文化の向上</u>並びに健康及び福祉の増進に資するため、新南陽ふれあいセンターを、周南市福川南町2番1号に置く。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 新南陽ふれあいセンターは、次に掲げる施設で構成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>福川公民館</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 <u>この条例に定めるもののほか、前項第2号から第5号までの施設の設置及び管理に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 コミュニティ活動の拠点として市民の連帯感を高め、<u>生涯学習の推進</u>並びに健康及び福祉の増進に資するため、新南陽ふれあいセンターを、周南市福川南町2番1号に置く。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 新南陽ふれあいセンターは、次に掲げる施設で構成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 <u>この条例に定めるもののほか、前項第2号から第4号までの施設の設置及び管理に関し必要な事項は、周南市立図書館条例(平成15年周南市条例第102号)及び周南市体育施設条例(平成15年周南市条例第115号)に別に定める。</u></p>

現行	改正案
<p data-bbox="219 304 349 336"><u>(管理)</u></p> <p data-bbox="174 368 1093 443"><u>第4条</u> 新南陽ふれあいセンターは、<u>周南市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が管理する。</p> <p data-bbox="226 512 432 544">(使用の許可)</p> <p data-bbox="174 576 1093 743"><u>第5条</u> 新南陽ふれあいセンターを使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p data-bbox="181 775 1093 850">2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に施設の管理運営上必要な条件を付し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p data-bbox="226 919 432 951">(許可の制限)</p> <p data-bbox="174 983 1093 1058"><u>第6条</u> <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p data-bbox="219 1094 510 1126">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="226 1195 365 1227">(使用料)</p> <p data-bbox="174 1259 398 1291"><u>第7条</u> (略)</p>	<p data-bbox="1167 512 1373 544">(使用の許可)</p> <p data-bbox="1122 576 2056 699"><u>第4条</u> 新南陽ふれあいセンターを使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p data-bbox="1128 775 2056 850">2 <u>市長</u>は、前項の許可に施設の管理運営上必要な条件を付し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p data-bbox="1167 919 1373 951">(許可の制限)</p> <p data-bbox="1122 983 2056 1058"><u>第5条</u> <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p data-bbox="1160 1094 1451 1126">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1167 1195 1305 1227">(使用料)</p> <p data-bbox="1122 1259 1346 1291"><u>第6条</u> (略)</p>

現行	改正案
<p>(原状回復等)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>第6条</u>の規定により許可を取り消された場合にも準用する。</p> <p>3 前2項の義務を履行しないときは、<u>教育委員会</u>が使用者に代わってこれを行い、その費用は使用者の負担とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は<u>教育委員会</u>が別に定める。</p> <p>別表第1 (<u>第7条</u>関係)</p> <p>周南市新南陽ふれあいセンター施設使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 (略)</p>	<p>(原状回復等)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>第5条</u>の規定により許可を取り消された場合にも準用する。</p> <p>3 前2項の義務を履行しないときは、<u>市長</u>が使用者に代わってこれを行い、その費用は使用者の負担とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は<u>市長</u>が別に定める。</p> <p>別表第1 (<u>第6条</u>関係)</p> <p>周南市新南陽ふれあいセンター施設使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 (略)</p>

現行	改正案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>営利を目的とするが、入場料等を徴収しない</u> <u>とき。 100分の200</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第2 (第7条関係)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>営利を目的とするが、入場料等を徴収しない、</u> <u>かつ、物品販売を行わないとき。 100分の200</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p>